2025 年度　国内学生　経済支援授業料減免（家計急変）　募集要項

「国内学生経済支援授業料減免」は、家計支持者の傷病による入院や災害罹災に伴う世帯収入の急減など、予見困難な著しい家計急変事由によって、学費支弁が困難と大学が認めた国内学生に対して※、学業継続および修学機会を保障するために授業料減免によって支援することを目的としています。

本制度の応募を希望する者は、本要項をよく読み、必ず期日までに申請手続きを行ってください。

※応募受付後に大学において所定の審査を実施し、結果を応募者へ通知いたします。審査に関するお問い合わせはお答えできませんので、予めご了承ください。

1. 概要

国内学生 経済支援授業料減免 制度概要

減　免　額：　2025 年度の年間負担授業料の50%を上限

■　国の高等教育修学支援新制度（以下、JASSO 給付奨学金）定期採用※、国内学生授業料減免、国内学生優秀者育英奨学金との併給可。

※　JASSO 給付奨学金（家計急変）に採用されている方は、本奨学金との併給はできません。ただし、JASSO 給付奨学金（家計急変）と「国内学生授業料減免」との併給により、年間の授業料は 50%を上限に減免されます。仮に本制度の採用決定後、JASSO 給付奨学金（家計急変）に採用された場合は、「国内学生授業料減免」との併給が優先され、本制度の採用は取消されます。

募　　集：　春セメスター募集（4 月）および秋セメスター募集（10 月）の合計2 回

採 用 人 数：　年間20 名程度（春セメスター募集および秋セメスター募集の合計）

支 給 方 法：　下記 (1)・(2) のいずれかの方法で支給します。

(1)　決定した減免額が既に支払った授業料を上回っている場合:
その超過分を、大学より返還。

(2)　決定した減免額が既に支払った授業料を下回っている場合:
奨学金額を差し引いた不足分を大学が請求。

2.　出願資格

下記の全ての条件満たす方が対象となります。

（1）　本学に在学する国内学生で、予見困難な事由発生に伴う著しい家計急変（例：家計支持者の傷病による入院や災害罹災に伴う世帯収入の急減等）が生じ、経済的に修学を継続することが困難となった者。ただし、出願時点で家計急変事由の発生から1年以内であること。かつ、事由の発生が大学入学後であること。

（2）　上記（1）の事由発生後の生計維持者の年間収入が、給与収入の場合 600 万円以下、自営業その他所得の場合197 万円以下であること（生計維持者とは、原則出願者の「父」・「母」両方とする）。

（3）　世帯年収基準がJASSO 給付奨学金(定期採用)の受給要件に該当する場合は、JASSO 給付奨学金(定期採用)に申込済みまたは申請予定であること。(採否不問)

（4）　最短修業年限（学部生の場合4 年）で卒業可能な標準単位数を修得していること。

■　以下に例示の事由によるものは、出願資格を満たさず受付ができません。予めご留意下さいますようお願い申し上げます。

（例示）
＜予見困難な事由とは言えない、または自らの意思・責任によって生じるもの＞
a. 定年退職、遺族年金の支給停止
b. 自己都合退職
c. 懲戒解雇等の懲戒処分に伴う収入の減少
d. 離婚
e. 自営業、個人事業主における営業不振

＜急変時期および背景の客観的な特定が困難なもの＞
f. 倒産など公的な手続きが進行中の場合
g. 急変事由を証明する書類に公的機関を含む第三者の署名・押印がない場合
h. 勤務先の倒産が急変事由でかつ退職証明等の公的証明の取得が可能であるにもかかわらず個人的理由により書類提出等ができない場合

3. 出 願 方 法

スチューデント・オフィスのホームページより、募集要項・願書をダウンロードし、下記出願期間内に必要書類をスチューデント・オフィス奨学金（経済支援授業料減免）担当まで提出。
郵送の場合は、封筒に「経済支援授業料減免担当行」と記載のこと。

4. 出 願 期 間

募 集 区 分	家 計 急 変 の 時 期	出 願 期 間
2025 年度 春セメスター募集	2024 年4 月16 日～2025 年4 月15 日	2025 年4 月1 日～4 月15 日（必着）
2025 年度 秋セメスター募集	2024 年10 月16 日～2025 年10 月15 日	2025 年10 月1 日～10 月15 日（必着）

■　出願期間後の書類受付は、理由の如何を問わずできません。

5. 出 願 書 類

下記（1）～（3）を全て提出ください。

（1）願書（ホームページよりダウンロード）
スチューデント・オフィス 国内学生向け奨学金 ホームページの「経済支援授業料減免（家計急変時）」をクリック
https://www.apu.ac.jp/studentsupport/scholarship_tuition/domestic/

（2）家計急変の事由を示す書類（コピー可）
a. 退職:
退職が証明できるもの（「退職証明書」。退職日及び自己都合退職・懲戒解雇・定年退職ではないと証明できるもの）および「退職金証明書」（退職金がない場合も、ないことを示す証明書が必要）
※雇用保険を受給している場合は「受給資格者証の両面コピー」を提出
b. 自営業等の廃業：「廃業届」
c. 自己破産 ：「破産を証明する書類」
d. 傷病による入院等：「診断書」、「医療費の領収書」、「障害者手帳」または「介護被保険者証」
e. 災害 ：「罹災証明書」または「被災証明書」および「被災金額を記した書類」
f. 離婚 ：「戸籍謄本」など離婚したことを証明する書類
g. 主たる家計支持者死亡の場合：
「死亡届」または「死亡診断書」など、亡くなった方の氏名及び月日が証明できる書類。
※既に「APU後援会・弔慰金」に出願している場合も、別途「死亡届」または「死亡診断書」を提出。

(3)家計事情を示す①および②の書類

① 【家計急変前の経済状況を示す書類】(コピー可)

家計支持者である家族全員の家計急変前の収入の状況を証明できる書類 (「所得証明書」または「非課税証明書」)

- 父と母に加え、その他に家計を支える家族がいる場合は、その家族を含めた全員の書類を提出する必要があります(別居する家族を含む)
- ひとり親世帯の場合は父または母、加えて、その他の家計支持者を含めた家族全員の書類が必要です。
- 「所得証明書」(または「非課税証明書」)をお住まいの市区町村で取得し提出してください。
- 無収入の場合でも、「(0円の)所得証明書」もしくは「非課税証明書」を必ず提出してください。

② 【家計急変後の経済状況を示す書類】(コピー可)

家計支持者である家族全員の家計急変後の収入の状況を証明できる書類

- 父と母に加え、その他に家計を支える家族がいる場合は、その家族を含めた全員の書類を提出する必要があります(別居する家族を含む)
- ひとり親世帯の場合は父または母、加えて、その他の家計支持者を含めた家族全員の書類が必要です。
- 提出書類

A. 給与所得者の場合:(ア)または(イ)を提出

(ア) 「年収見込み証明書」(勤務先発行)及び「給与明細書のコピー」(家計急変のあった月以降～現在)

(イ) 急変による減額が反映された「所得証明書」、「確定申告書」(申告している場合) または「源泉徴収票」

B. 自営業者の場合:(ア)または(イ)を提出

(ア) 「残高試算表」等の経理資料(家計急変のあった前年同月以降～現在分)
及び家計急変前の「確定申告書」

(イ) 急変による減額が反映された「確定申告書」及び家計急変前の「確定申告書」

＜経理資料について＞

- 会計ソフトから出力されたものを原則とし、手書きやエクセル等で作成された資料の場合は、税理士により内容を保証する署名捺印があるもののみ有効。
- 急変の前年同月～現在までの資料を提出すること(家計急変前と後の売上・経費・利益の比較を行うため)
- 資料に事業所名が記載されていない場合は無効。
- 客観的に証明できる経理資料がない場合は、自営業で使用している「預貯金通帳の名義人のページと家計急変の前年同月～現在まで記帳ページのコピー」を提出

C. 該当する場合は必ず提出

- 年金(遺族年金含む)を受給中の場合: 「年金振込通知書」または「年金額改定通知書」のコピー
- 雇用保険基本手当(失業給付)受給者の場合:「雇用保険受給資格者証」の両面コピー(ハローワーク発行)
- 生活保護を受給中の場合:「生活保護決定(変更)通知書」のコピー

- 父母ともに無職・無収入の場合:「生活費の出入金で利用している預貯金通帳」の名義人のページと家計急変の前年同月～現在まで記帳ページのコピー

＜留意事項＞

- 選考にあたって公平・公正を期すため、経済要件、急変事由等に関し、その事情を証明する書類を提出していただく必要があります。本要項をよく確認の上、必要書類を準備し提出してください。
- 本奨学金は家計急変前と後の家計状況を比較することにより、急変事由による収入の減少を確認します。所得・家庭事情の内容を客観的に証明する書類※を提出していただけない場合は、家計急変の事実確認が出来ないため選考から外れる場合があります。また、選考に必要な書類を別途追加でご提出いただく場合やお電話等でご事情を詳しくお伺いすることがありますので、予めご了承ください。
※客観的に証明する書類とは「公的機関の発行する証明書類」、または「その内容を証明する資格のある

第三者(勤務先会社、弁護士、会計士、税理士等)による証明書類」です。

6. 選 考

申請書類に基づき、家計急変事由、急変時期、家計急変前後の経済状態について確認し、家計困窮度を基に大学内の所定機関で審査いたします。

経済状況の選考: 申請書類を元に選考します。

学業水準の選考: 最短修業年限(学部生の場合4年)で卒業可能な単位数を修得していることが必要です。

終了セメスター	標準単位数(累積)
1セメスター終了時	14単位以上
2セメスター終了時	28単位以上
3セメスター終了時	42単位以上
4セメスター終了時	56単位以上
5セメスター終了時	68単位以上
6セメスター終了時	82単位以上
7セメスター終了時	100単位以上

7. 選考結果通知 (予定)

選考結果は、スチューデント・オフィスより出願者本人にキャンパスターミナルを通じて通知します。

募集区分	選考結果 送付予定
2025年度 春セメスター募集	5月中旬頃
2025年度 秋セメスター募集	11月中旬頃

8. 取消について

次のいずれかに該当する場合は、本制度の適用を取り消すことがあります。

(1) 退学または除籍となったとき
(2) 休学したとき
(3) 学生賞罰規程による懲戒処分を受けたとき
(4) 本制度の適用を辞退したとき
(5) 出願の際虚偽の申告をするなど、要件を満たさない出願をして本制度の適用を受けたことが判明したとき
(6) 本制度の採用決定後、給付奨学金(家計急変)に採用されたとき(国内学生授業料減免との併用が優先されます)
(7) その他、適用者として適当でないと学生委員会が判断したとき

9. 個人情報の取り扱いについて

学生の個人情報は、法令および学校法人立命館個人情報保護規定に則り、漏洩・滅失・毀損等がないよう安全に管理します。選考の結果、採用となった奨学生については、下記の通り APU 国内学生後援会に情報提供を行います。

提供先	APU国内学生後援会
利用目的	APU国内学生後援会 修学援助奨学金制度の選考に使用するため
提供方法	個人情報を取り扱う業務については、本学教職員が行う

APU 国内学生後援会 修学援助奨学金制度について

国内学生経済支援授業料減免に採用された学生のうち、APU 国内学生後援会会員子女については、
国内学生経済支援授業料減免に加えて、以下の奨学金が給付されます。

給　　付　　額：200,000 円

給 付 の 条 件：著しい家計急変が発生した時点及び国内学生経済支援授業料減免制度に出願の時点で、
APU 国内学生後援会会員子女であること

申 請 書 類：国内学生経済支援授業料減免の結果通知後、該当する学生には、1 週間を目途に、キャンパスターミナルの「あなた宛の重要なお知らせ」宛に、本奨学金給付に必要な申請書類についての案内をします。指定された申請書類が提出されない場合は、奨学金の給付は行われません。

＝本件に関するお問合せ・郵送先＝

スチューデント・オフィス 奨学金（経済支援授業料減免）担当
〒874－8577 大分県別府市十文字原1－1
TEL：（0977）78-1124 FAX：（0977）78-1125
MAIL：apusch@apu.ac.jp

※APU 国内学生後援会 修学援助奨学金制度について

アウトリーチ・リサーチ・オフィス「APU 国内学生後援会」事務局
TEL（0977）78-1136

2025年度　国内学生経済支援授業料減免制度　　願書

ふりがな 氏名	印		学生証番号								
学部	学部	セメスター		生年月日	年　月　日						
学生本人連絡先	【自宅・自宅外】										
	自宅電話番号　（　　）　　携帯電話番号　（　　）　－										
ご家族連絡先 ※問合せにご対応下さる方											
	自宅電話番号　（　　）		日中連絡可能な連絡先	（父・母・その他）（　　）　－							

家族状況（本人以外）	続柄	氏名	年齢	職業・（就学者は在学学校名）	勤続年数（学年）	同居/自宅外

申請事由および事由が発生した年月（該当するものにチェックしてください）		事由が発生した年月
	□家計支持者が死亡	年　月
	□家計支持者が会社倒産等により解雇または早期退職	年　月
	□家計支持者が廃業、破産	年　月
	□家計支持者の疾病による入院等	年　月
	□家計支持者が離別	年　月
	□災害により著しく支出が増大、または（かつ）収入が減少	年　月
	□その他（　　）	年　月

申請理由（家計急変の状況または被災状況を具体的に記載）理由書別添可	

	続柄	単身赴任	収入金額 / 年 （給与・年金・失業保険・生活保護額）	所得金額（自営業の場合）/ 年
急変前の家計状況	父	はい いいえ	万円	万円
	母	はい いいえ	万円	万円
			万円	万円

	続柄	単身赴任	収入金額 / 年 （給与・年金・失業保険・生活保護額）	所得金額（自営業の場合）/ 年
急変後の家計状況	父	はい いいえ	万円	万円
	母	はい いいえ	万円	万円
			万円	万円
	その他所得	□利子・配当 万円		□不動産・山林所得 万円
		□有価証券 万円		□資産譲渡 万円
		□退職金 万円		□その他 万円
	預貯金額	（ ）万円 急変前と比べ （ ）万円減少		

その他家庭状況について	家族に障害を持つ者、あるいは長期療養者がいますか	□いる □いない
	障害を持つ者がいる場合、障害者認定を受けていますか	□はい（障害者手当給付額 月額 円） □いいえ
	長期療養者がいる場合その詳細について右記に記載してください	本人との続柄（ ） 長期療養期間（ 年 月 ～ 年 月） 医療費自己負担額（月額 円）
	主たる家計支持者が無職（失職）の場合その詳細について右記に記載してください	失職理由（ ） 失職期間（ 年 ヶ月） 失職保険給付金 □あり □なし 失職保険給付金支給期間（ ヶ月） 生活保護の給付 □あり（年額 円）□なし 就業見込 □あり（ 年 月から） □なし